

弁護士倫理・ここが問題

第5回 刑事弁護人の守秘義務とマスコミ対応の問題点（その1）

弁護士倫理特別委員会副委員長 中島 義則（24期）

1 問題提起の趣旨

近時、被疑者に接見した弁護人がマスコミに被疑者の供述内容や言動等を記者会見等で公表している事例が散見される。

公表を容認する説は、その論拠として、

- ①被疑者の反論権を保障する
 - ②違法捜査の抑止と可視化を促進する
 - ③捜査側の手の内を探索する
 - ④五月雨的な取材攻勢を回避する
- などの理由を挙げている。

反対説は、

- ①弁護人の守秘義務に反する
 - ②裁判員裁判の運営上支障がある
 - ③刑事弁護手続上の支障がある
- ことなどを理由としている。

当委員会ではもっぱら弁護士倫理の観点から検討した結果を以下紹介する。

2 守秘義務の内容

守秘義務について、弁護士法（以下「法」と略称）23条、弁護士職務基本規程（以下「規程」と略称）23条は、弁護士または弁護士であった者が、職務上知り得た秘密（職務を行う過程で知り得た依頼者の秘密のみならず、個別事件を依頼した者のほか、顧問先、組織内弁護士の雇用主などを含むと広く解されている）を、法律の定めがある場合、または正当な理由がある場合以外には、他に漏らしてはならない旨規定している。

なお、法23条は、秘密の対象者を「依頼者」に限定せず、広く「第三者」の秘密をも保護の対象とし

ているほか、規程では「漏示」することのみならず「利用」することも規制の対象としている。

3 守秘義務の存在理由及び法的根拠

- (1) 守秘義務が課されている理由は、“僧侶と医師と弁護士には何事も包み隠すな”の法諺のとおり、依頼者は弁護士に秘密を含めたすべての事実を打ち明けて法律事務を委任し、また弁護士は依頼者の正当な利益を実現するためにすべての事実を把握する必要があることに由来する。仮に弁護士が職務上知り得た秘密を他に漏らすようでは、依頼者は弁護士を信頼して法律事務を依頼することはできない。したがって守秘義務は、依頼者の利益のみならず、弁護士という職業の存立根拠でもあり、弁護士倫理の中で最も中核的な権利・義務である（解説弁護士職務基本規程『自由と正義』Vol.56 2005年臨時増刊号、以下「解説」と略称）35頁）。
- (2) 欧州連合弁護士法倫理法典は、弁護士の守秘義務が弁護士の機能に必須のものであり、弁護士の主要かつ基本的な権利であると同時に義務でもある旨宣言し、その存在理由について、「依頼者の利益ばかりでなく、正義の実現にも役立つものである。それ故に国によって特別に保護される資格がある」と明言している（同法典2.3.1）。
- (3) 結局、刑法134条や刑事訴訟法105条但書、同149条但書等が定める守秘義務は、プライバシー保護を目的に制定されているのに対し、法及び規程が定める守秘義務は、弁護士に対する依頼者の信頼という根源的な存在理由から発し、懲戒あるいは刑罰による制裁で担保される守秘義務を弁護士が負っていることにより国家機関から独立した存在

であることによって十全な存在となることに由来すると解されている（『プロブレムブック法曹の倫理と責任（第2版）』108頁～110頁）。

4 守秘義務違反の効果

守秘義務違反は、依頼者との関係では、委任契約違反による損害賠償義務が発生し、また懲戒事由となる場合がある。なお、法23条違反は法56条1項の懲戒事由に、規程23条違反は日弁連会則29条1項の会則遵守違反による懲戒事由に該当すると解されている。また秘密漏示罪として処罰される場合がある（刑法134条）。

5 守秘義務の対象となる「秘密」

(1) 守秘義務の対象となる「秘密」は、主観的秘密（職務上知り得た秘密であって、一般に知られていない事実であり、本人が特に秘匿しておきたいと考える性質の事項）と、客観的秘密（一般人の立場からみて秘匿しておきたいと考える事項）の双方を指す（解説35頁）。

なお、フランス弁護士会標準規則では、職業秘密の範囲について詳細な規定を設け、その中で、「弁護士がその職務上知りえたあらゆる情報及び秘密」と広く規定している（同規則2.2）。

(2) 「秘密」の例として、一般に被疑者の過去の犯罪・非行、反倫理的行為、病気、けが、身分、親族関係、財産関係、住居等のプライバシーに関わる事項等被疑者が第三者に知られたくないと思われる内容の事項はすべて含まれると解されている

（『コモン・ベーシック弁護士倫理』加藤新太郎107～108頁、『注釈弁護士倫理（補訂版）』87頁）。取調べ中の被疑者の供述及び言動も「秘密」に属すると考える。その理由は、被疑者の言動等は、取調べ中の事実等に関する認識及び心象を表すばかりでなく、被害者・遺族等の感情をも左右し、将来の公判廷における防御の範囲、方法等の立証方針を決する上で重要な影響を与える上、捜査・公判の各段階で被告人と十分な打合せをし立証方針等が決められ、被疑者が同意するまでは秘匿されるべき事柄である。

6 守秘義務が解除される場合

守秘義務が解除される事由として、法23条は「法律に別段の定めがある場合」と規定し、規程23条は「正当な理由なく」と規定し、例外的に守秘義務が解除されるとしている。法定の解除事由については、民事訴訟法197条2項、刑事訴訟法105条但書、同149条但書等に規定されているので、以下「正当な理由」について述べる。

（以下次号に続く）

参 考

弁護士法23条（秘密保持の権利及び義務）

弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

弁護士職務基本規程23条（秘密の保持）

弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。